

柏崎市U・Iターン者新規就農支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の担い手の確保と本市への定住を促進するために、柏崎市外から柏崎市内に移住した就農者及び就農希望者の就農に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金の交付に関して、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内へのU・Iターン者で、転入してからおおむね3年以内に新規就農した者又は新規就農を計画している者で、次の全てを満たすものとする。

- (1) 市内へのU・Iターン者で、就農を目的に市内に1年以上居住する満18歳以上のもの
- (2) 就農開始から3年を目途に販売農家を目指すこと。ただし、当補助事業における販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物（農産物とは、穀物、園芸作物のほか、畜産物、きのこ類とする。）販売金額が50万円以上の農家をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、新規就農に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 農地購入費又は借地料
- (2) 農業用施設・機械購入費又は借上料
- (3) 農業研修費（講師料を含む。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、10分の8以内の額とし、年額30万円を限度とする。

2 同一の補助対象者に対する補助期間は、3年間に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、柏崎市U・Iターン者新規就農支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、柏崎市 U・I ターン者新規就農支援事業補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助対象者は、事業が完了したときは、柏崎市 U・I ターン者新規就農支援事業補助金実績報告書（別記第 3 号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、柏崎市 U・I ターン者新規就農支援事業補助金確定通知書（別記第 4 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第 9 条 補助事業者は、交付を受けた翌年度の 4 月 30 日までに、柏崎市 U・I ターン者新規就農支援営農状況報告書（別記第 5 号様式）（以下「営農状況報告書」という。）を提出しなければならない。また、就農開始から 3 年目に営農状況が第 4 条第 2 項の採択条件に満たない補助事業者は、営農状況報告書に改善目標を示し、目標達成に向けて取り組まなければならない。

（補助金の返還）

第 10 条 補助事業者は、補助金交付決定の日から 1 年以内に転出した場合又は虚偽その他不正によって補助金の交付を受けたときは、直ちに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、

補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。